

25伊監第37号
平成25年12月6日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿

伊那市監査委員

加藤 正 光
井上 富 男
飯島 尚 幸

平成25年度随時監査（鳩吹クリーンセンター）の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成25年度随時監査報告書

第1 監査執行年月日、監査の対象

平成25年10月28日

対象施設 鳩吹クリーンセンター

主管課 生活環境課

第2 監査の方法

提出された資料及び関係書類により、現金管理状況、廃棄物の処理状況、委託業務の内容、施設等の修繕状況、組織体制、その他の事務の執行について関係書類の照合、実査並びに施設長等からの説明を受け、質疑応答により監査を実施した。

第3 監査の結果

監査の結果、現金管理状況、廃棄物の処理状況、委託業務の内容、施設等の修繕状況、組織体制、その他の事務の執行については、監査した範囲内において、概ね適正かつ効率的に執行されていたが、以下のとおり一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、改善すべき点は早めの対応に努められたい。

- (1) 本施設は、伊那市民が搬入する不燃物を処理することを目的としており、搬入時には住所等確認をすることとなっているので確認を徹底されたい。
- (2) 搬入される廃棄物の中で、再利用が可能なものは公売をするなど、廃棄物の減量や収入の確保を検討されたい。
- (3) 鳩吹クリーンセンター業務受託組合との委託契約書第9条では、委託料は業務終了後一括で支払うこととされているが、毎月支払いが行われていた。また、第15条の契約解除条項について、契約課で示している契約書の標準様式では、暴力団排除条例に基づく記載が加えてあるので、契約内容について改善されたい。
- (4) 手提げ金庫のダイヤル錠がテープで固定されていたので、保管されている物品の重要性等を鑑みて、ダイヤル錠を使用すること。